

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例案について

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、「懲役」および「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、関係条例（32条例）の一部を改正しようとするものです。

【拘禁刑の創設の趣旨】

「懲役」は、一律に作業を行わせることとされているが、「拘禁刑」を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進する。

- ・ 「懲役」は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。
- ・ 「禁錮」は、刑事施設に拘置する。



- ・ 「拘禁刑」は、刑事施設に拘置する。
- ・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができる。

2 改正の概要

- (1) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例（32条例）について必要な規定の整理（「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改める等）を行うとともに、必要な経過措置を定めることとします。
- (2) この条例は、一部の規定を除き、令和7年6月1日（※）から施行することとします。

※ 刑法等の一部を改正する法律の施行の日

3 改正条例一覧

- (1) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例
- (2) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- (3) 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例
- (4) 滋賀県税条例

- (5) 滋賀県行政不服審査会条例
- (6) 滋賀県青少年の健全育成に関する条例
- (7) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例
- (8) 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例
- (9) 滋賀県遊泳用プール条例
- (10) 滋賀県屋外広告物条例
- (11) 滋賀県自然環境保全条例
- (12) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例
- (13) 滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例
- (14) 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (15) 滋賀県暴力団排除条例
- (16) 滋賀県迷惑行為等防止条例
- (17) 滋賀県金属屑回収業条例
- (18) 滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例
- (19) 行進および集団示威運動に関する条例
- (20) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例
- (21) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例
- (22) 滋賀県職員の分限に関する条例
- (23) 滋賀県職員退職手当条例
- (24) 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例
- (25) 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例
- (26) 滋賀県職員等の給与等に関する条例
- (27) 滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例
- (28) 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例
- (29) 滋賀県砂防法施行条例
- (30) 滋賀県立自然公園条例
- (31) 滋賀県公害防止条例
- (32) 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行により、懲役および禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年滋賀県条例第1号）ほか31条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例ほか31条例について必要な規定の整理を行うとともに、必要な経過措置を定めることとします。（第1条から第15条まで関係）
- (2) この条例は、令和7年6月1日から施行することとします。ただし、(1)の一部は、公布の日から施行することとします。

滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第52条 省略 第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 第56条以下 省略	第1条～第52条 省略 第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第4項第1号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 第56条以下 省略

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
本則 省略 付 則 1～4 省略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第53条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 7～10 省略	本則 省略 付 則 1～4 省略 5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第53条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 7～10 省略

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第24条 省略 （罰則） 第25条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u> または50万円以下の罰金に処する。 付則 省略	第1条～第24条 省略 （罰則） 第25条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁</u> <u>刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 付則 省略

滋賀県税条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第41条の 4 省略 （利用料金の表示義務等） 第41条の 5 省略 2 前項の規定に違反した者は、6 月以下の<u>懲役</u>または10万円以下の罰金に処する。 3 省略 第41条の 6 以下 省略	第 1 条～第41条の 4 省略 （利用料金の表示義務等） 第41条の 5 省略 2 前項の規定に違反した者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>または10万円以下の罰金に処する。 3 省略 第41条の 6 以下 省略

滋賀県行政不服審査会条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第12条 省略 （罰則） 第13条 第 7 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。 付則 省略	第 1 条～第12条 省略 （罰則） 第13条 第 7 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。 付則 省略

滋賀県青少年の健全育成に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第26条 省略 （罰則） 第27条 第24条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 2～5 省略 第28条以下 省略	第1条～第26条 省略 （罰則） 第27条 第24条第1項の規定に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 2～5 省略 第28条以下 省略

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第26条 省略 第27条 第 8 条第 2 項または第16条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 付則 省略	第 1 条～第26条 省略 第27条 第 8 条第 2 項または第16条第 8 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 付則 省略

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第20条 省略 第21条 第14条の規定による命令（第11条第1号または第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 第23条 第11条第3号または第4号の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 第24条以下 省略	第1条～第20条 省略 第21条 第14条の規定による命令（第11条第1号または第2号に係るものに限る。）に違反した者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 第23条 第11条第3号または第4号の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 第24条以下 省略

滋賀県遊泳用プール条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第14条 省略 （罰則） 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または5万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 第16条以下 省略	第1条～第14条 省略 （罰則） 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または5万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 第16条以下 省略

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第30条 省略 （罰則） 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 2～4 省略 第32条以下 省略	第1条～第30条 省略 （罰則） 第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 2～4 省略 第32条以下 省略

滋賀県自然環境保全条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第33条 省略 （罰則） 第34条 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 3～5 省略 第35条以下 省略	第1条～第33条 省略 （罰則） 第34条 第17条の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 3～5 省略 第35条以下 省略

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第52条 省略 （罰則） 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（4） 省略 第54条 第16条第4項（第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 第55条以下 省略	第1条～第52条 省略 （罰則） 第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（4） 省略 第54条 第16条第4項（第21条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 第55条以下 省略

滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第28条 省略 （罰則） 第29条 第11条または第16条第 1 項の規定による命令に違反した者は、 1 年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 第30条 第15条第 1 項の規定に違反した者は、6 月以下の<u>懲役</u>または50 万円以下の罰金に処する。 第31条 第 8 条または第10条の規定による届出をせず、または虚偽の届 出をした者は、3 月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 第32条以下 省略	第 1 条～第28条 省略 （罰則） 第29条 第11条または第16条第 1 項の規定による命令に違反した者は、 1 年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 第30条 第15条第 1 項の規定に違反した者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>または5 0万円以下の罰金に処する。 第31条 第 8 条または第10条の規定による届出をせず、または虚偽の届 出をした者は、3 月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 第32条以下 省略

滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第18条 省略 （罰則） 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>または10万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 第20条以下 省略	第1条～第18条 省略 （罰則） 第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または10万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 第20条以下 省略

滋賀県暴力団排除条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第23条 省略 第24条 第12条第 1 項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、または運営した者は、1 年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 第25条以下 省略	第 1 条～第23条 省略 第24条 第12条第 1 項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、または運営した者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 第25条以下 省略

滋賀県迷惑行為等防止条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第10条 省略 （罰則） 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の<u>懲役</u>または50 万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 3 省略 第12条 省略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 第13条 省略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 第14条以下 省略	第 1 条～第10条 省略 （罰則） 第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>または50 万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 2 常習として前項の違反行為をした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 3 省略 第12条 省略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 第13条 省略 2 常習として前項の違反行為をした者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 第14条以下 省略

滋賀県金属屑回収業条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第3条 省略 （許可の基準） 第4条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当する者である場合においては、許可をしてはならない。 （1）窃盗、強盗または盗品等に関する罪により、<u>懲役</u>に処せられ、その執行を終り、または執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者 （2）～（6） 省略 第5条～第24条 省略 （行政処分） 第25条 公安委員会は、次の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、金属屑商の許可を取り消し、または期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 （1）金属屑商が窃盗、強盗または盗品等に関する罪により<u>懲役</u>に処せられたとき。 （2）～（4） 省略 2 省略 第26条・第27条 省略	第1条～第3条 省略 （許可の基準） 第4条 公安委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が、次の各号の一に該当する者である場合においては、許可をしてはならない。 （1）窃盗、強盗または盗品等に関する罪により、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その執行を終り、または執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者 （2）～（6） 省略 第5条～第24条 省略 （行政処分） 第25条 公安委員会は、次の各号の一に該当する場合において必要があると認めるときは、金属屑商の許可を取り消し、または期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。 （1）金属屑商が窃盗、強盗または盗品等に関する罪により<u>拘禁刑</u>に処せられたとき。 （2）～（4） 省略 2 省略 第26条・第27条 省略

第28条 第5条の規定に違反し、または第25条の規定による処分に違反した者は、1年以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

第29条 第6条、第12条第1項、第16条もしくは第17条の規定に違反し、または第19条の規定による警察署長の発する保管命令に違反した者は、6月以下の懲役または3万円以下の罰金に処する。

第30条以下 省略

第28条 第5条の規定に違反し、または第25条の規定による処分に違反した者は、1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処する。

第29条 第6条、第12条第1項、第16条もしくは第17条の規定に違反し、または第19条の規定による警察署長の発する保管命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑または3万円以下の罰金に処する。

第30条以下 省略

滋賀県青少年による性風俗関連特殊営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第11条 省略 （罰則） 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 第13条以下 省略	第1条～第11条 省略 （罰則） 第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 第13条以下 省略

行進および集団示威運動に関する条例新旧対照表（第１条関係）

旧	新
第１条～第４条 省略 第５条 第１条の規定に違反して行われた、行進または示威運動を計画しまたはこれに参加したもの、第３条に規定する申請書に故意に虚偽の記載をしたもの、もしくは前条第３項の規定に基いて公安委員会が附した条件に違反したものは、１年以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 第６条以下 省略	第１条～第４条 省略 第５条 第１条の規定に違反して行われた、行進または示威運動を計画しまたはこれに参加したもの、第３条に規定する申請書に故意に虚偽の記載をしたもの、もしくは前条第３項の規定に基いて公安委員会が附した条件に違反したものは、１年以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 第６条以下 省略

拡声機による暴騒音の規制に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

旧	新
第 1 条～第 8 条 省略 （罰則） 第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の<u>懲役</u>または20 万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 2 省略 付則以下 省略	第 1 条～第 8 条 省略 （罰則） 第 9 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の<u>拘禁刑</u>または20 万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 2 省略 付則以下 省略

滋賀県琵琶湖等水上安全条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
第1条～第24条 省略 （罰則） 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 2 第8条の2第1項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、3月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 3～6 省略 第26条以下 省略	第1条～第24条 省略 （罰則） 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 （1）～（3） 省略 2 第8条の2第1項の規定に違反して船舶（動力船に限る。）を操船した者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたものは、3月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 3～6 省略 第26条以下 省略

滋賀県職員の分限に関する条例新旧対照表（第２条関係）

旧	新
第１条～第８条 （失職の例外） 第９条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 ２ 省略 第10条以下 省略	第１条～第８条 （失職の例外） 第９条 任命権者は、公務執行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 ２ 省略 第10条以下 省略

滋賀県職員退職手当条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第12条 省略 （退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） 省略 2～4 省略 5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	第1条～第12条 省略 （退職手当の支払の差止め） 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 （1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 （2） 省略 2～4 省略 5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6～10 省略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。）または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合

(3) 省略

6～10 省略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し

当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

第16条 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 省略

当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項または第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し 拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 省略

2～6 省略

第16条 省略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 省略

2・3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省略

第18条以下 省略

2・3 省略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 省略

第18条以下 省略

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条・第2条 省略 （指定のために必要な手続） 第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。 (1)～(10) 省略 (11) 次のいずれにも該当しないこと。 ア その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの （ア） 省略 （イ） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 （ウ）・（エ） 省略 イ～カ 省略 (12) 省略 2 省略 第4条以下 省略	第1条・第2条 省略 （指定のために必要な手続） 第3条 知事は、前条の規定による申出を行った特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定のために必要な手続を行うものとする。 (1)～(10) 省略 (11) 次のいずれにも該当しないこと。 ア その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの （ア） 省略 （イ） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わった日またはその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 （ウ）・（エ） 省略 イ～カ 省略 (12) 省略 2 省略 第4条以下 省略

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
第1条～第17条 省略 （期末手当） 第18条 省略 2 省略 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第19条以下 省略	第1条～第17条 省略 （期末手当） 第18条 省略 2 省略 3 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第19条以下 省略

滋賀県職員等の給与等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条～第20条 省略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る	第1条～第20条 省略 第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第20条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る

犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 省略 4～6 省略 第21条以下 省略	犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 省略 4～6 省略 第21条以下 省略
---	---

滋賀県職員退隠料および扶助料支給条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条～第6条 省略 第7条 年金タル退隠料及ビ扶助料（第2号又ハ第3号ノ場合ニアリテハ通算退隠料及ビ通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利ハ消滅ス (1) 省略 (2) 死刑又ハ無期若ハ3年ヲ超ユル<u>懲役</u>又ハ<u>禁錮</u>ノ刑ニ処セラレタルトキ (3) 省略 ② 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利（通算退隠料及ビ通算扶助料ヲ受クルノ権利ヲ除ク）消滅ス但シ其ノ在職カ退隠料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス 第7条ノ2～第11条ノ4 省略 第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス (1)・(2) 省略 (3) 公務員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付<u>禁錮</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月 (4)～(6) 省略	第1条～第6条 省略 第7条 年金タル退隠料及ビ扶助料（第2号又ハ第3号ノ場合ニアリテハ通算退隠料及ビ通算扶助料ヲ除ク）ヲ受クルノ権利ヲ有スル者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ権利ハ消滅ス (1) 省略 (2) 死刑又ハ無期若ハ3年ヲ超ユル<u>拘禁刑</u>ニ処セラレタルトキ (3) 省略 ② 在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ因リ<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ権利（通算退隠料及ビ通算扶助料ヲ受クルノ権利ヲ除ク）消滅ス但シ其ノ在職カ退隠料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル権利ノミ消滅ス 第7条ノ2～第11条ノ4 省略 第12条 次ニ掲クル年月数ハ在職年ヨリ之ヲ除算ス (1)・(2) 省略 (3) 公務員退職後在職中ノ職務ニ関スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付<u>拘禁刑</u>以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引続キタル在職年月 (4)～(6) 省略

第13条～第17条 省略

第18条 退隠料及ビ増加退隠料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

(1) 省略

(2) 3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

(新設)

(3)～(5) 省略

②・③ 省略

第18条ノ2～第24条ノ2 省略

第25条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄其ノ支給ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ

第13条～第17条 省略

第18条 退隠料及ビ増加退隠料ヲ受ケ又ハ受クヘキ者次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

(1) 省略

(2) 3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

(3) 刑法（明治40年法律第45号）第27条第3項（第2号ニ係ル部分ニ限ル）及ビ第27条の7第3項（第2号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前号ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ

(4)～(6) 省略

②・③ 省略

第18条ノ2～第24条ノ2 省略

第25条 扶助料ヲ受クル者3年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄其ノ支給ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セス刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内

其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

- ② 前項ノ規定ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス
(新設)

第25条ノ2以下 省略

執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

- ② 前項ノ規定ハ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレ刑ノ執行中又ハ其ノ執行前ニ在ル者ニ扶助料ヲ給スヘキ事由発生シタル場合ニ付之ヲ準用ス

- ③ 刑法第27条第3項（第2号ニ係ル部分ニ限ル）及ビ第27条の7第3項（第2号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前2項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第25条ノ2以下 省略

滋賀県心身障害者扶養共済制度条例新旧対照表（第 5 条関係）

旧	新
第 1 条～第10条 省略 （年金の支給停止） 第11条 第 9 条第 1 項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 （1） 省略 （2） <u>懲役または禁固の刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 （3） 省略 第12条以下 省略	第 1 条～第10条 省略 （年金の支給停止） 第11条 第 9 条第 1 項の規定により年金を支給される心身障害者（以下「年金受給権者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金の支給を停止する。 （1） 省略 （2） <u>拘禁刑</u>に処せられ、刑の執行を受けているとき。 （3） 省略 第12条以下 省略

滋賀県砂防法施行条例新旧対照表（第6条関係）

旧	新
第1条～第14条 省略 （罰則） 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の^こ禁錮または2万円以下の罰金に処する。 （1）～（6） 省略 第16条以下 省略	第1条～第14条 省略 （罰則） 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑または2万円以下の罰金に処する。 （1）～（6） 省略 第16条以下 省略

滋賀県立自然公園条例新旧対照表（第7条関係）

旧	新
第1条～第26条 省略 （指定認定機関） 第27条 省略 2 省略 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 （1）～（3） 省略 （4） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、または法もしくは自然環境保全法（昭和47年法律第85号）もしくはこの条例もしくは滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 （5）・（6） 省略 4～6 省略 第28条～第68条 省略 第69条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした	第1条～第26条 省略 （指定認定機関） 第27条 省略 2 省略 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。 （1）～（3） 省略 （4） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、または法もしくは自然環境保全法（昭和47年法律第85号）もしくはこの条例もしくは滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者 （5）・（6） 省略 4～6 省略 第28条～第68条 省略 第69条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 （1）・（2） 省略 第70条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした

者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 省略

第71条 第30条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第72条以下 省略

者は、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

(1)～(5) 省略

第71条 第30条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

第72条以下 省略

滋賀県公害防止条例新旧対照表（第8条関係）

旧	新
第1条～第55条 省略 第56条 第24条、第29条第1項、第29条の2第1項、第29条の3第1項、第29条の7第1項もしくは第2項、第33条、第36条第1項または第49条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。 第57条 省略 第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>禁錮</u>または30万円以下の罰金に処する。 第59条 省略 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の<u>懲役</u>または30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 第61条以下 省略	第1条～第55条 省略 第56条 第24条、第29条第1項、第29条の2第1項、第29条の3第1項、第29条の7第1項もしくは第2項、第33条、第36条第1項または第49条第3項の規定による命令に違反した者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。 第57条 省略 第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 第59条 省略 第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>または30万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 省略 第61条以下 省略

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例新旧対照表（第9条関係）

旧	新
第1条～第17条 省略 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る	第1条～第17条 省略 第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2) 省略 (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る

犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 省略 4～6 省略 第18条以下 省略	犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2) 省略 2 省略 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3) 省略 4～6 省略 第18条以下 省略
---	---